日本と世界の食料安全保障

2020年8月 外務省

1-1 食料安全保障(Food Security)とは:国際社会における概念

食料安全保障:全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上の ニーズと嗜好を満たすために、十分で安全かつ栄養ある食料を、物理的、社会的及び経済的 にも入手可能であるときに達成される状況。

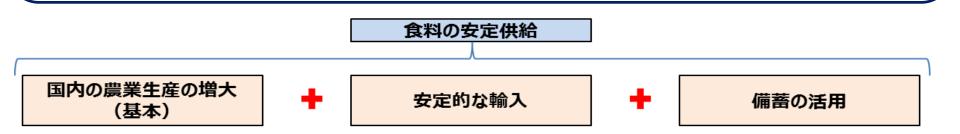
Food security: A situation that exists when <u>all people, at all times, have</u> <u>physical, social and economic access to sufficient, safe and nutritious food</u> to meet their dietary needs and food preferences for an active and healthy life.

出典:国連食糧農業機関(FAO)資料



1-2 食料安全保障(Food Security)とは:日本における位置づけ

- 食料は人間の生命の維持に欠くことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なもの。
- 日本では、国民に対して、食料安定供給を確保することは国の基本的な責務であるという認識の 下、「食料・農業・農村基本法」において、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸 入及び備蓄を適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することとしている。
- ●世界的な人口増加等による食料需要の増大、食料貿易構造の変化、気候変動など、国内外の 様々な要因によって食料供給に影響を及ぼす可能性がある。昨今では、新型コロナウイルスの影響 の長期化による生産・流通・需要への影響や、サバクトビバッタやアフリカ豚熱(ASF)などの植物 病害虫・家畜疾病などの、新たなリスクが発生。
- このため、日頃から様々な要因による影響等を分析・評価し、<u>不測の事態が生じた場合の具体的</u> <u>な対応の整備等を進めておく必要</u>がある。こうした取組を通じて、<u>総合的な食料安全保障の確立</u>を 図っている。



<我が国の「食料安全保障」への新たな視座>

国内有識者による「食料安全保障に関する研究会」が開催され、2010年9月、報告書「我が国の『食料安全保障』への新たな視座」を外務省に提出。同報告書では、「平時」と「緊急時」における食料安全保障を巡る課題を提起。

2 世界の食料安全保障の現状

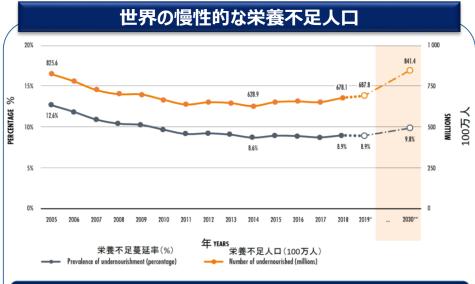
2 ZERO HUNGER

主要課題は

飢餓問題

食料不安の背景

- ✓ 世界人口の増加に伴う食料需要増大
 ✓ 新興国の経済発展による食生活の変化
 ✓ バイオ燃料向け需要の増加
- ▼ ハ17||※料回り帯安の垣加 / 政博工中にトス公会の起発。
- ✓ 政情不安による紛争の勃発、長期化
- ✓ 気候変動、異常気象の頻発
- ✓越境性の病害虫・疾病の蔓延
- ✓ 新型コロナウイルスのような新たな感染症
- ✓ グローバルな食料サプライチェーンの脆弱性」



●世界の栄養不足人口は数十年にわたる着実な減少の後、2014年 以降再び増加に転じ、2019年には約6億9千万人以上(世界人口 の8.9%)に達したと推定。

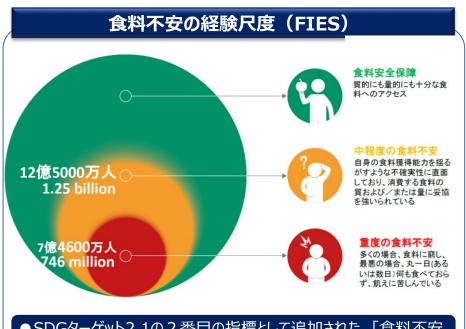
●地域別では、アフリカで悪化が進み、人口の19.1%に達している。 アジアは、地域別で最大の3億8千万人(人口の8.3%)であるが、 改善傾向にある。

出典:FAOほか「世界の食料安全保障と栄養の現状(SOFI) 2020年報告」

持続可能な開発目標 ● WEIMBHE GOALS (Sustainable Development Goals: SDGs)

<u>目標2:飢餓の撲滅</u>

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の 改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。



●SDGターゲット2.1の2番目の指標として追加された、「食料不安の経験尺度(FIES)」で中程度または深刻な食料不安を経験した者の合計は20億人(世界人口の25.9%)であり、世界中に、安全で栄養価の高い十分な食料を定期的に入手出来ていない人々がいると推定。

出典:FAOほか「世界の食料安全保障と栄養の現状(SOFI) 2020年報告」

3-1 食料安全保障のための国際社会及び日本の取組

食料安全保障の強化のため、国際社会では①持続可能な食料システムの構築の促進、②安定的な農 産物市場・貿易システムの形成、③脆弱な人々に対する支援・セーフティネット、④気候変動や自然災 害などの緊急事態に備えた体制づくりのための様々な取組を実施。日本も積極的に貢献し、世界の食 料安全保障の強化を通じて、日本における食料の安定的な供給を確保するために取り組んでいる。

①持続可能な食料システムの構築の促進

責任ある農業投資の促進

- 日本がG8ラクイラ・サミット(2009年)で提唱した「責任ある農業投資」が継承され、2014年、世界食料安全保障委員会(CFS)にて「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が採択された。この概念は投資受入国政府、小農を含めた現地住民、投資家という三者の利益の調和及び最大化を目指しており、各種フォーラムにおいて議論し、その実践の拡大を図っている。
 官民連携を含む多様なステークホルダーによる取組
- 国連や各種国際フォーラムにおいて、農業生産の安定、農家の市場へのアクセスの向上、農産品の 流通の効率化等を通じた、農家の生活向上や食料へのアクセスの向上、栄養状態改善、食品ロス 削減に向け、持続可能な食料システムの構築のための議論を実施。
- 日本では、民間セクターとの連携を通じ農業・食品分野の発展を図るグローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会(注1)が、フードバリューチェーンの構築支援を実施。JICA食と農の協働プラットフォーム(JiPFA)(注2)では、SDGs達成に向けた産学官関係者の情報共有・連携促進のための取組を実施。栄養分野では、栄養改善事業推進プラットフォーム(NJPPP)(注3)が、途上国で食品関連企業のビジネス環境を整備し官民の連携による栄養改

善事業の推進。

(注1) 産学官が連携し、日本の食産業の海外展開を通じたFVC構築を推進するため、農林水産省が平成26年に設置した官民協議会。

- (注2)関係省庁、政府機関、大学/研究機関、民間企業/業界団体、市民社会、国際機関駐日事務所及びJICA関係者といった本邦関係者による途 上国及び日本の課題解決のための情報共有・連携促進を目的として、JICAが2019年に設置。
- (注3)日本の技術と知見を活かして、途上国・新興国の国民の栄養状態を改善できる食品供給などのビジネス(栄養改善事業)を推進するために、 2016年に創設された官民連携の枠組み。

3-2 食料安全保障のための国際社会及び日本の取組

②安定的な農産物市場・貿易システムの形成

自由貿易体制の維持・強化に向けた取組

● 経済連携協定における輸出制限に関する規定について、日豪EPA(2015年1月発効)は、 豪州の国内生産の不作などにより輸出制限措置を取らざるを得ない場合、当該制限を必要 な範囲に限定する努力義務規定を定めるとともに、書面通報・協議の機会提供が義務付け られている。

市場動向の共有

- 2011年のG20農業大臣会合(パリ)にて、食料価格乱高下への対応策として立ち上げられた農業市場情報システム(AMIS)を通じて、生産量や価格等の市場動向が共有される。
- 国際穀物理事会(IGC)により穀物市場の動向・見通しが共有 され、市場の安定化が図られる。





食品の安全性の確保

● **コーデックス委員会** (注) による食品規格の策定とその運用を通じ、食品の安全を確保する取 組を実施。

(注)消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格の策定等を実施。日本は1966年より加盟。

3-3 食料安全保障のための国際社会及び日本の主な取組

③脆弱な人々に対する支援・セーフティネット

多国間フォーラムでの議論・目標設定

- 持続可能な開発目標(SDGs)でゼロハンガー実現(SDG2)、G7エルマウ・サミット (2015年)で「2030年までに5億人を飢餓・栄養不足から救出する」目標を設定。
- G7、G20、APECにおいて、首脳ないし閣僚レベルで世界の食料安全保障の強化に関する議論を継続的に実施。2019年に日本議長国下で実施したG20農業大臣会合では、フードバリューチェーンやSDGs への取組等に関する閣僚宣言を採択。
- 2021年に日本において東京栄養サミットを開催し、世界の栄養不良の解決に向けた国際的取 組を推進する。
- 二国間または国際機関との連携による食料・栄養支援、農業・農村開発
- 国際協力機構 (JICA)による農業開発支援等を実施。
- FAO(国連食糧農業機関)、IFAD(国際農業開発基金)、WFP(国連世界食糧計 画)、FAC(食糧援助規約)等への拠出を通じた途上国における食料・栄養分野での支援を 実施。
- TICAD IV (2008年)で立ち上げられたアフリカにおける稲作振興のための共同体 (CARD)の下、2018年までの10年間で、サブサハラ・アフリカのコメ生産量を倍増させる目標 を達成。TICAD 7 (2019年)では、2030年までにコメ生産量を更に倍増させるCARDフェー ズ2を開始。アフリカ連合(AU)・アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)などと連 携し、生産の安定化や品質向上、産業形成や農家の生計・生活向上を含むアプローチによるア フリカ主導での事業を実施。
- TICAD VI(2016年)で立ち上げられたアフリカにおける栄養状態の改善のための食と栄養の アフリカ・イニシアチブ(IFNA)や、TICAD V(2013年)で立ち上げられたアフリカの小規 模農家が「稼ぐため」の農業転換を支援する市場指向型農業振興アプローチ(SHEP)などの 取組を実施。

3-4 食料安全保障のための国際社会及び日本の主な取組(続き)

④気候変動や自然災害などの緊急事態に備えた体制づくり

研究開発·国際協力

- FAO等と連携し、気候変動の緩和・適応に貢献し得る環境に配慮した農業の研究開発や国際協力を実施。
- 国際植物防疫条約(IPPC) (注1) や国際獣疫事務局(OIE) (注2) 等との連携の下、 食料生産に多大な影響を及ぼす越境性の植物病害虫や動物疾病の蔓延のリスクを軽減さ せるための国際協力を実施するとともに、緊急時の対応能力を向上を図る。

(注1)植物に有害な病害虫が侵入・蔓延することを防止するために、各国の植物検疫措置の調和を図ることを目的する国際条約(1952年4月発効、日本は原加盟国)。事務局はFAOに設置され、植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)の策定、技術協力の実施、病害虫に関する情報交換等を実施。 (注2)世界の動物衛生の向上を目的として1924年に設立された政府間機関。日本は1930年に加盟。



International Plant Protection Convention



国際的な政策協調枠組み

● 農業市場情報システム(AMIS)の枠組みの1つである迅速対応フォーラム(RRF)において、政策協調や共通戦略の策定を奨励するため、異常な市場状況への対応について早期の議論を促進する。

緊急支援体制の構築

● ASEAN+3 緊急米備蓄協定(APTERR)の下、現物(現金)備蓄(注:初期対応とし 放出)と申告備蓄(注:緊急時に放出可能と申告された備蓄数量を放出)の枠組みが定められており、 これまで、現物備蓄として、6か国(フィリピン、ラオス、インドネシア、タイ、ミャンマー、カンボジ ア)に緊急支援を実施。



【参考】主な国際フォーラム(G7/G8, G20, APEC等)における最近の議論①

2007-2008年にかけての価格高騰・食料不安の発生以降,日本は国際社会と協調し,取組を進めている。

2008年 G8洞爺湖サミット(日本)

「農業・食料安全保障に関するグローバル・パートナーシップ」の構築を進めることに合意。

<u>2009年 G8ラクイラ・サミット(イタリア)</u>

3年間で220億ドルの農業分野での資金動員を誓約、農業投資の促進等について議論。

2012年 G8キャンプ・デービッド・サミット(米国) 「食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス」を採択。

<u>2015年 G7エルマウ・サミット(ドイツ)</u>

「食料安全保障及び栄養に関するより広範な開発アプローチ」を採択。 「2030年までに開発途上国の5億人を飢餓・栄養不良から救出する」との目標を設定。

<u>2016年 G7伊勢志摩サミット(日本)</u>

独エルマウ・サミットで掲げられた目標に向け、「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」(V4A: G7 Vision for Action on Food Security and Nutrition)を採択。

<u>2017年 G7タオルミーナ・サミット (イタリア)</u>

政府開発援助の増加、エルマウ及び伊勢志摩での勧告と整合的な各国の介入に関するより良いターゲッティング、責任ある民間 投資を惹きつける支援の取組、他の開発のステークホルダーからの追加的資源など数々のあり得べき行動を通じて、サハラ以南アフ リカにおける食料安全保障、栄養及び持続可能な農業に対する共同の支援を高めることを決定し、ブレンデッド・ファイナンス及び PPPの奨励、アフリカの国々の優先事項及びアフリカ連合アジェンダ2063に整合的な行動を取ることとした。

<u>2018年 G7シャルルボワ・サミット(カナダ)</u>

コミュニティ、雇用と生計、食料安全保障、人間の健康、生物多様性、経済的繁栄及び生活様式を支える海洋の健全性保全に向け、 漁獲証明制度に関する国連食糧農業機関(FAO)の自発的ガイドラインへの支持並びに漁具の喪失及び放棄の防止のための漁具 の設計と回収の革新の促進等により、持続可能な漁業が直面する多数のその他の問題に対処するために取り組むこととした。

<u>2019年 G7ビアリッツ・サミット(フランス)</u>

食料安全保障は開発大臣会合にて取り上げられ、サヘル地域における農村地域の適切な雇用の推進と食料安全保障について議論が行われた。強靱かつ持続可能な食料システムの推進や、食料不安の根絶に向けたサヘル農村地域の若者のための適切な雇用創出を盛り込んだ、G7・G5サヘル・パリ共同コミュニケが採択された。

【参考】主な国際フォーラム(G7/G8, G20, APEC等)における最近の議論②

2007-2008年にかけての価格高騰・食料不安の発生以降,日本は国際社会と協調し,取組を進めている。

2010年 ソウル・サミット (ソウル・韓国) 食料安全保障を含めた「開発に関する複数年行動計画」を採択。

2011年 カンヌ・サミット/農業大臣会合 (パリ・フランス)

持続可能な農業生産と生産性の向上及び市場透明性向上の取組等を含む「食料価格乱高下及び農業に関する行動計画」を採択。

2014年 ブリスベン・サミット(ブリスベン・オーストラリア)

G20が長期的に統合された持続可能なフードシステムの取組を行うための基盤となる「食料安全保障・栄養フレームワーク」を採択。

2015年 アンタルヤ・サミット/農業大臣会合 (イスタンブール・トルコ)

「G20食料安全保障・栄養フレームワークの実施計画」、農業大臣会合コミュニケ、「食料安全保障と持続可能なフードシステムに係るG20行動計画」を採択。

<u>2016年 杭州サミット/農業大臣会合(西安・中国)</u> 「2030アジェンダに係るG20アクションプラン」、持続可能な開発や農業イノベーションに関する農業大臣会合コミュニケを採択。

2017年 農業大臣会合(ベルリン・ドイツ) 食料と水の安全保障に向けたG20農業大臣宣言及び行動計画を採択。

2018年 農業大臣会合(ブエノスアイレス・アルゼンチン)

持続可能な食料の未来や、情報通信技術の農業への展開に向けたG20農業大臣宣言を採択。

2019年 農業大臣会合(新潟·日本)

「農業・食品分野の持続可能性に向けて-新たな課題とグッドプラクティス」のテーマの下、人づくりと新技術、フードバリューチェーンやSDGs への取組を含むG20農業大臣宣言を採択。

2020年 農業大臣臨時テレビ会議(サウジアラビア)

COVID-19による食料安全保障等の諸課題への対応について議論が行われ、「新型コロナウイルス感染症に関するG20農業大臣声明」を採択。

2010年 第1回食料安全保障担当大臣会合 (新潟・日本) 持続可能な農業の発展と投資、貿易及び市場の円滑化について議論。「APEC食料安全保障に関する新潟宣言」及び「APEC食料安全保障行動計画」を採択。

2012年 第2回食料安全保障担当大臣会合(カザン・ロシア)

新潟宣言を再確認。農業生産の増大と生産性の向上、貿易円滑化と食料市場の発展等について議論。「APEC食料安全保障に関するカザン宣言」を採択。

2014年 第3回食料安全保障担当大臣会合(北京·中国)

農業生産性の向上及び食料生産の強化、食品ロス削減に向けた取組、地域協力の強化について議論。「APEC食料安全保障に関する北京宣言」を採択。食品 ロス削減に関し、貧困と飢餓を撲滅する2015年のミレニアム開発目標の達成に役立つものとして、アジア太平洋域内における食品ロスを2020年までに2011-2012 年比で10%削減する目標を承認。

2016年 第4回食料安全保障担当大臣会合(ピウラ・ペルー)

気候変動に対応する農業強化、農村と都市の開発について議論。「APEC食料安全保障に関するピウラ宣言」を採択。

2019年 第5回食料安全保障担当大臣会合(プエルトバラス・チリ)

統合されたスマートで持続可能なフードシステムの構築に向けて議論が行われた。「APECの食料安全保障に関するプエルト・バラス宣言」を採択。

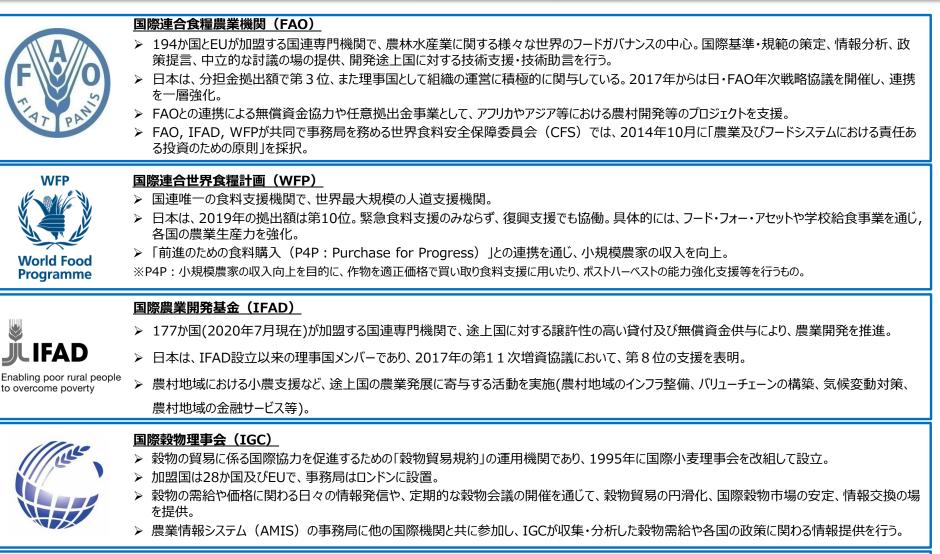
Α

Ρ

Ε

C

【参考】食料安全保障に関する主な国際機関



国際農業研究協議グループ(CGIAR)

CGIAR

- ▶ 開発途上国における食料増産、農林水産業の持続可能な生産性改善により住民の福祉向上を図ることを目的とし、国際的な農業研究を推進する唯一の国際機関であり、15の研究センターを有する。
- > 日本は、設立以来の理事国として、CGIARの取組を支援。
- 各研究センターに約50名の邦人が理事や研究者として参画。代表的な研究成果であるアジアの緑の革命の契機となる品種開発やアフリカのネリカ 稲の開発には日本も大きく貢献してきたほか、近年は我が国企業との連携も進展。